

○文部科学省告示第四十二号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和七年法律第六十八号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示を次のように定める。

令和八年三月九日

文部科学大臣 松本 洋平

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係告示の整備に関する告示

（社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正）

第一条 社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定（平成八年文部省告示第四百十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基き、社会教育に係る職及び教育に関する職を次のとおり指定する。

一・二 「略」

三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

1 学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）、教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、主務保育教諭、保育教諭、助保育教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭及び主務教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

2～4 「略」

改正前

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の四第一号及び第二号の規定に基き、社会教育に係る職及び教育に関する職を次のとおり指定する。

一・二 「同上」

三 社会教育法第九条の四第二号に規定する教育に関する職は次のとおりとする。

1 学校教育法第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の学長、校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、副学長、学部長、教授、准教授、助教、助手、講師（常時勤務する者に限る。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、実習助手、寄宿舎指導員、事務職員（常時勤務する者に限り、単純な労務に雇用される者を除く。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

2～4 「同上」

備考 表中の「」の記載は注記である。

（学校教育法施行規則第七十七条の二の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件の一部改正）

第二条 学校教育法施行規則第七十七条の二の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合を定める件（令和元年文部科学省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>学校教育法施行規則第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第百十三条第二項及び第百三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合は、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次の各号に掲げる基準を満たしていると認められる場合とする。</p> <p>一・二 「略」</p> <p>三 「略」</p> <p>イ 「略」</p> <p>ロ 免許法第十六条の五第二項の教科又は教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状（特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭又は講師となる場合は、高等学校の教諭の免許状及び特別支援学校の教員の免許状）を有する者である当該中学校等の教員が、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科又は同項の教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する場合</p> <p>四〇七 「略」</p>	<p>学校教育法施行規則第七十七条の二（同令第七十九条の八第二項、第百十三条第二項及び第百三十五条第四項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる場合は、中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部（以下「中学校等」という。）において、生徒の教育上適切な配慮がなされているものとして次の各号に掲げる基準を満たしていると認められる場合とする。</p> <p>一・二 「同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 免許法第十六条の五第二項の教科又は教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状（特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、高等学校の教諭の免許状及び特別支援学校の教員の免許状）を有する者である当該中学校等の教員が、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科又は同項の教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する場合</p> <p>四〇七 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の一部改正）

第三条 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針（令和四年文部科学省告示第百十五号）の一部を次のように改正する。

三の 1 の(2)中、「指導教諭」の下に、「、主務教諭（幼保連携型認定こども園の主務養護教諭及び主務栄養教諭を含む。）」を、「指導保育教諭」の下に、「、主務保育教諭」を加える。

附 則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。